

相続対策プラン

相続時には色々な問題が起こります。また相続は何時発生するかわかりません。しかし事前に問題を解消するために、対策を打つ事は可能です。その対策方法として、生命保険が有効な場合があります。

では、相続にはどんな問題が起きるのでしょうか？またどんな対策があるのでしょうか？

ケース 1

相続が争族となる場合

相続は、相続人の人間関係によっては、遺産の分割方法などで、もめるケースが少なくありません。また、故人の意思とは違った人に財産が受け継がれるなどのケースも出てきます。

対策

生命保険は受取人を決める事ができます。それにより財産を受け取る人を安易に決める事ができ、遺産分割がスムーズに進みます。

ケース 2

相続税の資金確保

相続財産の中には、現預金や有価証券・車両・営業権から土地・建物まであらゆるものが相続税の評価対象の資産になります。例えば土地・建物などのみを相続した場合、相続税はかかるが、いざ支払いをする現金が無いといった場合も想定されます。

対策

生命保険金はもちろん現金で入金されるので、その現金を使い、相続税支払ができます。

ケース 3

相続税の節税

相続財産は、現預金は実額ですが、土地建物などキャッシュ以外は全て、財産評価を行ないません。ですから相続税を安くおさえる為には、現金で相続するよりも別のものに変えておいたほうが、評価が下がり節税になる場合もあります。

また死亡保険金には法定相続人一人当たり 500 万円の控除額が設定されていますので、仮に相続人が 3 名いた場合は $500 \text{ 万円} \times 3 \text{ 名} = 1500 \text{ 万円}$ までは、死亡保険金を受け取っても相続税の対象にはなりません。退職金も同様の控除があります。

対策

財産評価は資産の種類により様々ですが、相続人のニーズに合う生命保険や年金保険であれば、現預金よりも少ない評価で、財産を譲り受ける事が出来ます。

相続にはこのほかにもいろんな問題が、起きますが事前に対策を行う事で最小限のリスクですむと思います。

お気軽にご相談ください。